

国不建推第73号  
令和5年3月31日

令和4年度モニタリング調査  
対象企業代表者 殿

国土交通省  
不動産・建設経済局  
建設業課長  
(公印省略)

見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た契約の徹底等について

見積書における労務費・法定福利費などの内訳明示等の状況に係るモニタリング調査の実施にご協力いただきありがとうございます。

令和3・4年度のモニタリング調査の結果を踏まえ、下記のとおり、元請業者において改善すべき事項を取りまとめましたので、通知いたします。

貴社におかれましては、調査対象となった工事に限らず、支店長など下請負人の選定等に関与する全ての者に対して、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た契約の締結及び適正な施工体制の確立について、一層の徹底が図られますよう、周知をお願いします。

また、下記事項については、来年度以降も建設業法令遵守推進本部において、重点的に調査を実施していくこととしております。

なお、下記の改善すべき事項は、全ての対象企業への調査結果であり、貴社が全ての事項に該当したものではないことを申し添えます。

## 記

### 1. 標準見積書の活用等の働きかけについて

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされています。また、『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』（令和4年4月最終改訂）では、元請負人に対し、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等により、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結するよう、求めているところです。

一方、当該調査では、①下請負人への標準見積書の活用等の働きかけを行ってい

ないもの、②標準見積書以外の様式を使用している場合で、下請負人から交付された見積書に法定福利費が内訳明示されていないもの、③法定福利費が明示されているものの、その根拠となる労務費総額等の算出根拠が不明確なもの、など標準見積書の活用等が適切に行われていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、標準見積書の活用等の状況について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

## 2. 契約書・見積書における法定福利費の内訳明示について

『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』では、元請負人に対し、社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう下請負人に明示することを求めています。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要です。また、建設工事標準下請契約約款（令和4年9月最終改正、中央建設業審議会決定）に「請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。」との規定が置かれています。

一方、当該調査では、①当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの、②下請負人が見積書において、法定福利費を内訳明示したにもかかわらず、工事費に含めた上で、さらに、下請負人が見積もった単価を大幅に減額することにより、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの、など建設業者の義務的経費である法定福利費が適正に設定されていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、契約書・見積書における法定福利費の内訳明示の状況や法定福利費が適正に設定されているか等について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

## 3. 適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員の現場入場について

『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』では、平成29年度以降については、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを求めるなど、対策の強化を図ってきたところです。

さらに、令和元年の建設業法改正において建設業許可基準の見直しが行われ、令和2年10月から、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされるな

ど、企業単位での社会保険の加入とその確認の厳格化が講じられたところです。

また、同改正により、施工体制台帳に社会保険の加入状況等を記載することが必要となり、実質的に作業員名簿の作成が義務化されたことから、技能者単位における社会保険の加入確認の厳格化も求められるところです。

一方、当該調査では、設定された法定福利費から想定して、適切な保険に加入していない作業員（偽装一人親方を含む。）を現場に入場させているおそれのあるものなど、技能者単位における社会保険の加入確認が厳格に行われていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、技能者単位における社会保険の加入確認の状況等について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

#### 4. 合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）について

標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について（令和3年12月1日付け通知）では、法定福利費そのものや労務費については、下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となることは、その結果として「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので留意することとされています。

また、『建設業法令遵守ガイドライン』（第8版、令和4年8月最終改訂）では、下請契約の締結に当たり、元請負人が契約額を提示する場合には、自らが提示した額の積算根拠を明らかにして下請負人と十分に協議を行うなど、指値発注により下請契約を締結することがないよう留意すべきであるとされています。

一方、当該調査では、①請負代金内訳書に元請負人が提示した合理的な根拠のない大幅な値引き額があり、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの、②元請負人が自らの予算額に基づく請負金額の総額を示し、それに収まるよう下請負人が提示した大幅な値引き額について、元請負人において、十分な検証することなく、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの、など不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれのある事案や請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれのある事案が見受けられました。

このため、合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）が行われていないかなどについて点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

#### 5. 技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定について

公共工事設計労務単価が11年連続で引き上げられ、本年3月から適用されていることなどに加え、昨年2月には、国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会に

において、今後の担い手確保のため、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組みを進めることを申し合わせたところです。

一方、当該調査では、前年度の同種同等工事における単価に比べて、大幅に安い単価を設定し、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある事案が見受けられました。

このため、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定となっていないか等について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

(※) 本年3月29日の国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会では、本年は概ね5%の賃金上昇を目指して、全ての関係者が可能な取組みを進めることが申し合わせされました。

#### 6. 労務費相当分の現金支払について

法第24条の3では、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮をしなければならないこととされています。

一方、当該調査では、当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、労務費相当分の現金払いがされていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、労務費相当分の現金支払の状況等について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

#### 7. 適正な施工体制の確立について

建設業において建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、直接の契約関係にある下請負人のみならず、当該工事の施工にあたる全ての下請負人を監督しつつ、工事全体の施工を管理することが必要です。法第24条の8において、特定建設業者に施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成等を義務付け、施工体制の的確な把握を行うことによって、建設工事の適正な施工を確保するとともに、法第24条の7において、特定建設業者は下請負人に対する指導等に努めなければならないこととされています。

一方、当該調査では、施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成や記載内容の真正性の確認等が不十分で、社会保険加入の徹底や現場に入場した者との契約関係が雇用か請負か不明確なものなど施工体制の的確な把握が行われていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、適正な施工体制を確保するために、施工体制の的確な把握が行われているか等について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

## 8. 適正な請負代金の設定について

法第18条では、「建設工事の請負契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。」と規定されています。また、『建設業法令遵守ガイドライン』では、片務的な内容による契約は、建設業法上不適当として、元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金につながる可能性が高い契約となるので、適当ではないとされています。

一方、当該調査では、①下請業者との請負契約書に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていないもの、②下請業者から物価変動に基づく請負金額の変更の申出があった場合でも、適切に協議に応じず、状況に応じた必要な契約変更を実施しない等適切な対応が図られていないものなど、適正な請負代金の設定が行われているとは認められないおそれのある事案が見受けられました。

このような契約は、結果として法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金による契約となる可能性があります。

このため、適正な請負代金が設定される内容の契約となっているかについて点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

なお、適正な請負代金の設定や、請負代金額の変更に関する規定の適切な設定・運用等は、政府全体として取り組んでいる原材料費等の高騰の状況を踏まえた円滑な価格転嫁の推進にも必要な対応であり、そのため、これまでも関係団体に対し、文書により協力を依頼させていただいているところですが、今般、公正取引委員会により「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果が公表されたのを受け、別紙のとおり、あらためて円滑な価格転嫁の推進に当たり適切な対応を図っていただくよう、建設業者団体の長や主要民間団体の長に対して文書を発出しておりますので、こちらの内容も踏まえ、引き続き、適正な請負代金の設定等にご理解とご協力をいただけますよう、お願いします。

上記1～8の改善すべき事項に留意し、下請契約における価格高騰等を踏まえた適正な請負代金の設定、適切な代金の支払、社会保険加入の徹底、適正な法定福利費及び労務費の確保及び技能労働者への適切な賃金の支払等について、一層の徹底が図られるよう、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

以上

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定等について

原材料費等の高騰の状況を踏まえ、政府全体として円滑な価格転嫁の推進のための施策に取り組んできたところですが、今般、公正取引委員会より、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果についての公表がありました（別添1, 2）。公表資料の中では、以下のような内容が示されています。

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、以下の①及び②がこれに該当すること。
  - ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 上記①に該当する行為については、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であること。
- 上記②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であること。
- 本件調査において、上記①の行為については、受注者から申入れがないこと、期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内であること、要請があった受注者からの協議に対応しているため要請がない受注者への対応が間に合っていないこと等を理由として、発注者からは積極的な協議の場を設けていないため、調査対象期間においては、取引価格が据え置かれているケースが多数みられたこと。

また、前記①の行為に該当し得る事例として、受注者側より、取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると実際に申し出ることは難しいとする意見や、発注者の購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので値上げの申入れを行うこと自体を断念したとする意見などがあったこと。（以上、別添1 3ページ）

（別添1 1ページ）

○ 本件調査において、問題につながるおそれのある事例として、実際に以下のような事例がみられたこと。  
(別添2 6, 8ページ)

- ・総合工事業者A社は、総合工事業者（元請）から受託した建築工事の一部を職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引については、令和3年9月より前から、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた
- ・不動産取引業者K社は、建売住宅の販売及び注文住宅の建築工事の一部を、総合工事業者、職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた

○ 総合工事業では、立入調査等で得られた情報も踏まえると、取引価格の引上げの要請について、発注者の立場で受注者（供給元）から要請されるほどには、受注者の立場で発注者（供給先）に要請できていないとみることができ、価格転嫁の要請が滞っている可能性があること。  
(別添1 5ページ)

○ 以下のサプライチェーンで、価格転嫁の要請が滞っている可能性があること。

主な発注者 総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業 等

↓

発注者／受注者 総合工事業

↓

主な受注者 窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業 等

(別添2 13ページ)

○ 今後、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行、独占禁止法Q&A及び下請法運用基準に関する普及・啓発及び転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施といった必要な取組を更に強化していくこと。  
(別添1 7ページ)

円滑な価格転嫁の推進については、これまでも以下の文書により、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定、請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用、資材業者や運送事業者等への配慮、アスファルト合材の適正な取引価格の設定、生コンクリートの売買契約の適正化などについてお願いしていたところですが、今般の公正取引委員会による調査結果の内容も踏まえた適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

<これまでの文書>

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第52号）

「アスファルト合材の適正な取引価格の設定について」（令和4年8月30日付け事務連絡）

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について」（令和4年12月6日付け事務連絡）

なお、同様の内容について、別紙1及び別紙2のとおり地方公共団体及び主要民間団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

事務連絡  
令和5年3月8日

各都道府県担当部局長 殿  
(市町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)  
各指定都市担当部局長 殿  
(財政担当課、入札契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定等について

原材料費等の高騰の状況を踏まえ、政府全体として円滑な価格転嫁の推進のための施策に取り組んできたところですが、今般、公正取引委員会より、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果についての公表がありました（別添1, 2）。公表資料の中では、以下のような内容が示されています。

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、以下の①及び②がこれに該当すること。
  - ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと  
(別添1 1ページ)
- 上記①に該当する行為については、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であること。
- 上記②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であること。
- 本件調査において、上記①の行為については、受注者から申入れがないこと、期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内であること、要請があった受注者からの協議に対応しているため要請がない受注者への対応が間に合っていないこと等を理由として、発注者からは積極的な協議の場を設けていないため、調査対象期間においては、取引価格が据え置かれているケースが多数みられたこと。

また、前記①の行為に該当し得る事例として、受注者側より、取引を切られてしまう

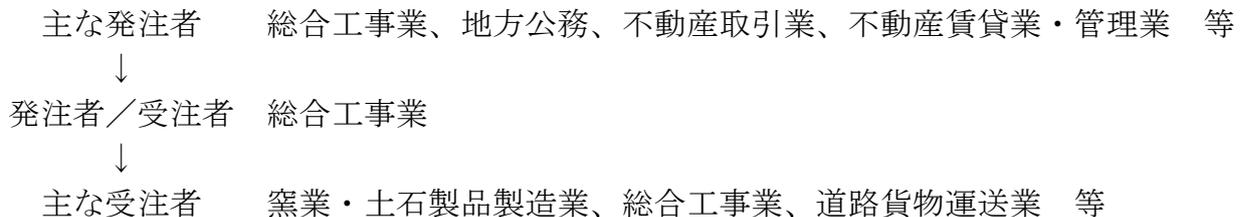
など受注に与える影響を考えると実際に申し出ることには難しいとする意見や、発注者の購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので値上げの申入れを行うこと自体を断念したとする意見などがあったこと。（以上、別添1 3ページ）

- 本件調査において、問題につながるおそれのある事例として、実際に以下のような事例がみられたこと。（別添2 6, 8ページ）

- ・ 総合工事業者A社は、総合工事業者（元請）から受託した建築工事の一部を職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引については、令和3年9月より前から、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた
- ・ 不動産取引業者K社は、建売住宅の販売及び注文住宅の建築工事の一部を、総合工事業者、職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた

- 総合工事業者では、立入調査等で得られた情報も踏まえると、取引価格の引上げの要請について、発注者の立場で受注者（供給元）から要請されるほどには、受注者の立場で発注者（供給先）に要請できていないとみることができ、価格転嫁の要請が滞っている可能性があること。（別添1 5ページ）

- 以下のサプライチェーンで、価格転嫁の要請が滞っている可能性があること。



（別添2 13ページ）

- 今後、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行、独占禁止法Q&A及び下請法運用基準に関する普及・啓発及び転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施といった必要な取組を更に強化していくこと。（別添1 7ページ）

円滑な価格転嫁の推進については、これまでも「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第54号）により、原材料費等の最新の取引価格を適切に反映した請負代金の設定、スライド条項の適切な設定・運用などについてお願いしていたところですが、今般の公正取引委員会による調査結果の内容も踏まえた適切な対応を図るよう、改めてお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、本文書の周知をお願いいたします。

なお、同様の内容について、別紙1及び別紙2のとおり建設業者団体及び主要民間団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

事務連絡  
令和5年3月8日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定等について

原材料費等の高騰の状況を踏まえ、政府全体として円滑な価格転嫁の推進のための施策に取り組んできたところですが、今般、公正取引委員会より、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果についての公表がありました（別添1, 2）。公表資料の中では、以下のような内容が示されています。

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、以下の①及び②がこれに該当すること。
  - ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 上記①に該当する行為については、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じて価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であること。
- 上記②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であること。
- 本件調査において、上記①の行為については、受注者から申入れがないこと、期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内であること、要請があった受注者からの協議に対応しているため要請がない受注者への対応が間に合っていないこと等を理由として、発注者からは積極的な協議の場を設けていないため、調査対象期間においては、取引価格が据え置かれているケースが多数みられたこと。

また、前記①の行為に該当し得る事例として、受注者側より、取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると実際に申し出ることは難しいとする意見や、発注者の購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので値上げの申入れを行うこと自体を断念したとする意見などがあったこと。（以上、別添1 3ページ）

（別添1 1ページ）

○ 本件調査において、問題につながるおそれのある事例として、実際に以下のような事例がみられたこと。  
(別添2 6, 8ページ)

- ・総合工事業者A社は、総合工事業者（元請）から受託した建築工事の一部を職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引については、令和3年9月より前から、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた
- ・不動産取引業者K社は、建売住宅の販売及び注文住宅の建築工事の一部を、総合工事業者、職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた

○ 総合工事業では、立入調査等で得られた情報も踏まえると、取引価格の引上げの要請について、発注者の立場で受注者（供給元）から要請されるほどには、受注者の立場で発注者（供給先）に要請できていないとみることができ、価格転嫁の要請が滞っている可能性があること。  
(別添1 5ページ)

○ 以下のサプライチェーンで、価格転嫁の要請が滞っている可能性があること。

主な発注者 総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業 等

↓

発注者／受注者 総合工事業

↓

主な受注者 窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業 等

(別添2 13ページ)

○ 今後、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行、独占禁止法Q&A及び下請法運用基準に関する普及・啓発及び転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施といった必要な取組を更に強化していくこと。  
(別添1 7ページ)

円滑な価格転嫁の推進については、これまでも以下の文書により、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定、請負代金額の変更に関する規定の適切な設定・運用、資材業者等への配慮、生コンクリートの売買契約の適正化などについてお願いしていたところですが、今般の公正取引委員会による調査結果の内容も踏まえた適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

<これまでの文書>

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第55号）

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について」（令和4年12月6日付け事務連絡）

なお、同様の内容について、別紙1及び別紙2のとおり建設業者団体及び地方公共団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

## 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について

令和4年12月27日  
公正取引委員会

## 1 背景

(1) 公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、令和3年9月8日、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を取りまとめ、この改定を行いつつ、取引公正化に係る対策の強化に取り組んできたところである。原油価格の大幅な値上がりや円安の急激な進展等による原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が問題となっていることを受け、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにするため、政府全体の施策として、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）が公表された。この取組の一環として、公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&A（以下「独占禁止法Q&A」という。）に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記のとおり、独占禁止法Q&Aの①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部  
企業取引課  
優越的地位濫用未然防止対策調査室  
電話 03-3581-3373（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

- (2) その後、適正な価格転嫁の実現に向けて、独占禁止法違反事件の審査ではなく、事業者間取引における上記の①又は②に該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査を実施してきたところ、本日、その結果を取りまとめたため、以下のとおり公表する。

## 2 調査手法

今回の調査においては、以下のとおり、受注者及び発注者に対してそれぞれ書面調査を実施し、また、特に詳細な調査を行う必要があると認められた発注者については、立入調査、報告命令等による個別調査を行った。

### (1) 受注者に対する書面調査（受注者側書面調査）

令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。

### (2) 発注者に対する書面調査（発注者側書面調査）

令和4年8月、上記(1)の受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の挙がった発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について回答を求めた。

### (3) 個別調査

令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査<sup>1</sup>を306件実施した。

また、令和4年9月以降、上記(1)の受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の挙がった発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、このうち当該発注者の名前を挙げた受注者の数、過去の下請法違反歴の有無、受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、個別の発注者に対し、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等も含めたより詳細な個別調査を行うこととした。個別調査の対象とした発注者の取引先について、令和3年9月から令和4年8月末までの1年間を調査対象期間とし、調査対象期間における取引価格の据え置きの有無、取引価格の据え置きの場合における価格協議の有

---

<sup>1</sup> 任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なるものである。

無、取引価格引上げの要請があった場合における書面等による回答の有無等について確認を行うなどして、独占禁止法Q & Aの①又は②に該当する行為が行われている取引先を個別に調査した。

### 3 調査の結果

#### (1) 総論

独占禁止法Q & Aにおいては、

- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
- ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、

それぞれ独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として挙げているものである。

こうしたことを前提に、事業者間取引における上記の①又は②に該当する行為が疑われる事案について調査を行ってきたところ、その結果は以下のとおりである（別添参照）。

ア 本件調査において、①の行為については、受注者から申入れがないこと、期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内であること、要請があった受注者からの協議に対応しているため要請がない受注者への対応が間に合っていないこと等を理由として、発注者からは積極的な協議の場を設けていないため、調査対象期間においては、取引価格が据え置かれているケースが多数みられた。また、②の行為については、該当行為を行っていた発注者は一定数みられたものの、立入調査で確認した範囲では、その数は①の行為に比べると少なかった。

一方、受注者からは、ヒアリング調査や書面調査への回答において、例えば、以下の意見がみられた。

#### <①の行為に該当し得る事例>

- ・ 期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内ではあるものの、前回の取引価格の改定時から更にコストが上昇しており、次の改定の時期まで改定ができないことは苦しいとする意見
- ・ 取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると実際に申し

出ることには難しいとする意見

- ・ 発注者の購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので値上げの申入れを行うこと自体を断念したとする意見
- ・ 発注者の担当者に電話をしてもはぐらかされる、又は連絡が繋がらないため取引価格の引上げ要請自体ができないとする意見

＜②の行為に該当し得る事例＞

- ・ 電話にて交渉する中でコスト高を踏まえて自社が許容し得る最低水準の価格を提示したところ、担当者から分かった旨の返事をもらったが、取引に係る確認書を確認したところ、従前と変わらない取引価格のままであったとする意見

イ 上記のとおり立入調査で確認したところでは、独占禁止法Q & Aに該当する行為の多くは、①の行為が占めている<sup>2</sup>。コストの急激な上昇を踏まえ、昨年来価格転嫁を円滑に進めるため、公正取引委員会においても、下請法運用基準の改正や独占禁止法Q & Aについて周知してきた状況下で、今回の調査で判明した受注者の意見や調査の結果等を踏まえると、発注者からすれば一定程度対応を採っていると考えている場合であっても、調査対象期間中に積極的な協議の場が設定されていないため、実際には価格転嫁が進んでいないと考えられる事例や、現場レベルの担当者同士とのやりとりの結果、値上げの申入れに至っていないと考えられる事例が一定程度存在することがうかがわれた。

ウ 一方で、発注者の中には、今回の調査期間中に、一部の受注者との間では価格転嫁を進めていた事例や、今回の緊急調査の実施等を受けて、調査対象期間後において、受注者との間で価格転嫁を行うための協議の場を設けた事例又は今後設けることとする旨の方針を明らかにしている事例、取引の相手方に対して適正な取引体制の構築、援助等を行っている事例等も確認された。

## (2) サプライチェーンにおける価格転嫁に関する課題

受注者側書面調査及び発注者側書面調査で、取引価格引上げの要請の有無、要請があった場合の取引価格の引上げの割合（商品・サービスの数の割合）、要請があった場合の取引価格を引き上げない理由の回答の有無についての質問を設け、回答を得た。

調査対象業種である22業種のうち、受注者となることが想定されない

---

<sup>2</sup> 業種別の注意喚起文書送付割合と、全ての商品・サービスについて価格を据え置いたとする発注者の割合には正の相関（全ての商品・サービスについて取引価格を据え置いたと回答した割合が高ければ高いほど、注意喚起文書の送付割合が高くなる傾向）がみられた。

各種商品小売業・飲食料品小売業を除く20業種については、サプライチェーンの多重取引構造の下、事業者が受注者の立場、発注者の立場の双方になり得る。各設問の受注者としての回答割合と発注者としての回答割合を比較すると、全般的に、発注者として対応ができたとする回答割合の方が高くなっている。この差が大きい業種では、サプライチェーンの中で、発注者の立場からは、受注者（供給元）との関係において、価格転嫁の円滑化に向けた取組ができているとしているのに比べて、受注者の立場としては、発注者（供給先）との関係において、価格転嫁の円滑化に向けた取組を行ってもらえていないとしており、以下のとおり、価格転嫁の連鎖（チェーン）が円滑につながっていないなどの可能性がある。

ア 受注者として取引価格の引上げを「要請した」と回答した割合が、発注者として取引価格の引上げを「要請された」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、総合工事業、食料品製造業、業務用機械器具製造業、放送業及び映像・音声・文字情報制作業であった。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）から要請されるほどには、受注者の立場で発注者（供給先）に要請できていない業種であるとみることができ、価格転嫁の要請が滞っている可能性がある。

イ 受注者として取引価格が「7割以上引き上げられた」と回答した割合が、発注者として取引価格を「7割以上引き上げた」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、印刷・同関連業、輸送用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業及びその他の事業サービス業であった。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）との関係で価格転嫁を受け入れるほどには、受注者の立場では発注者（供給先）との関係で価格転嫁できていない業種であるとみることができ、価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない可能性がある。

ウ 受注者として取引価格を据え置く理由について文書や電子メールで「7割以上回答があった」と回答した割合が、発注者として取引価格を据え置く理由について文書や電子メールで「7割以上回答した」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、家具・装備品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業及び各種商品卸売業であった。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）との関係で文書や電子メールで回答しているほどには、受注者の立場では発注者（供給先）との関係で文書や電子メールでの回答をもらえていない業種であるとみることができ、書面等記録の残る形でのや

りとりが確保されていない可能性がある。

#### 4 注意喚起文書の送付及び独占禁止法Q & Aの①に該当する行為がみられた事業者に関する事業者名の公表

(1) 上記のとおり、受注者側書面調査、発注者側書面調査及び個別調査を行った結果、全般的には独占禁止法Q & Aの①又は②に該当する行為が行われている事例が多数みられたところである。一方で、個別調査で確認した範囲では、①に該当する行為は一定程度確認できたものの、②に該当する行為は①に該当する行為に比べると少なかった。

(2) こうした全般的な結果を受けて、これらの独占禁止法Q & Aの①又は②に該当する行為が認められた発注者4,030社に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。

(3) また、個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げられた発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法Q & Aの①に該当する行為が確認された事業者については、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、取引当事者に価格転嫁のための積極的な協議を促すとともに、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした<sup>3</sup>。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227\\_kinkyuchosakekka\\_2.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html)

(4) 上記のとおり、今回の事業者名の公表は、転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を図るため実施したものであり、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない。

#### 5 今後の取組

今回の発注者に対する調査は、受注者側書面調査の結果等を踏まえてその対象を選定しており、調査の対象とならなかった事業者の中にも独占禁止法Q & Aに該当する行為を行っていた事業者がいる可能性は否定できない。これらの事情も踏まえつつ、今後、公正取引委員会としては、法執行及び実態把

---

<sup>3</sup> こうした行為を多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返し行っている事案については、独占禁止法に基づき事業者名を公表する方針を対外的に示しているところである(参考3:「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)及び参考4:「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」(令和4年10月4日第10回新しい資本主義実現会議における古谷公正取引委員会委員長提出資料))。

なお、この対応に当たっては、公正取引委員会は、対象となる事業者に対し、意見を述べる機会を付与した。

握の両面で、以下のとおり、必要な取組を更に強化していくこととしている。

(1) 優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行

積極的に端緒情報の収集を行うとともに、違反被疑事件の審査を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行っていく。

(2) 独占禁止法Q & A及び下請法運用基準に関する普及・啓発

独占禁止法Q & A（特に①に該当する行為）について、今般のコストの急激な上昇を踏まえ、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要であるという観点から、下請法運用基準とともに、改めて周知を行っていく。

(3) 転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施

今回の緊急調査の結果及び法遵守状況の自主点検結果<sup>4</sup>等から判明した実態や課題を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の取引価格への適正な転嫁に向けて更なる調査を実施するなど、引き続き、関係省庁と連携して、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、コスト上昇分を適正に転嫁できる環境の整備に取り組む。

---

<sup>4</sup> 「転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果について」（令和4年12月14日公表）

(参考1)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に関する取組について(令和4年1月26日公表)別紙3

### 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に関する下請法Q & A

Q: 最低賃金の引上げや原油価格の高騰によりコストが上昇した場合、その上昇分を取引価格に反映しないことは、問題となるのか。

A: 最低賃金の引上げにより労務費等のコストが上昇した場合や、原油価格の高騰に伴いエネルギーコストが上昇した場合、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」第4の5(2)ウ及びエのような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

(参考:下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(抄))

#### 第4 親事業者の禁止行為

##### 5 買ったとき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

Q: 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、買ったとき以外の行為について下請法上留意すべきことはあるか。

A: 例えば、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって親事業者自らの資金繰りが厳しくなったことを理由に、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払わないことは支払遅延に該当するほか、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって親事業者自らのコストが増加したことを理由に、あらかじめ定められた下請代金の額を減じて支払うことは減額に該当する。

なお、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが下落した場合において、下請事業者のコストが減少したことを理由に、あらかじめ定められた下請代金の額を減じて支払うことも減額に該当する。

(参考2)「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について(令和4年2月16日公表)別紙

### 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に関する独占禁止法Q & A

Q 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

A 独占禁止法上、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること(第2条第9項第5号ハ)は、優越的地位の濫用として禁止されています。

このため、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離<sup>かいり</sup>の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

(参考3)「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)

## 第2章 経済再生に向けた具体的施策

### I 物価高騰・賃上げへの取組

#### 3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援

##### (2) 中小企業等の賃上げの環境整備

###### ① 中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実現

上記の賃上げの促進と併せて、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める。

具体的には、公正取引委員会等の執行体制を強化するとともに、転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、独占禁止法に基づき企業名を公表する。また、独占禁止法や下請代金法上問題となる事案については、命令・警告・勧告など、これまで以上に厳正な執行を行う。

(後略)

(参考4)「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」(令和4年10月4日第10回新しい資本主義実現会議における古谷公正取引委員会委員長提出資料)

- 今後、緊急調査等の結果を踏まえ、下記の転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返し行っている事案について、独占禁止法に基づき企業名を公表する。
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- また、独占禁止法や下請法に違反する事案については、命令、警告、勧告など(これらの措置は企業名公表)、これまで以上に厳正な執行を行う。

(参考5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

(必要な事項の公表)

第43条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

# 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する 緊急調査の結果



令和4年12月27日  
公正取引委員会

## ○「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（調査の概要①）



- 令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁において「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。この取組の一環として、公正取引委員会は、令和4年1月26日、下請法運用基準を改正するとともに、同年2月16日、独占禁止法Q&Aに、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあることを明確化した。

### 調査対象業種：22業種

総合工事業	電気機械器具製造業
食料品製造業	輸送用機械器具製造業
家具・装備品製造業	放送業
パルプ・紙・紙加工品製造業	映像・音声・文字情報制作業
印刷・同関連業	道路貨物運送業
窯業・土石製品製造業	各種商品卸売業
非鉄金属製造業	飲食料品卸売業
金属製品製造業	各種商品小売業
はん用機械器具製造業	飲食料品小売業
生産用機械器具製造業	広告業
業務用機械器具製造業	その他の事業サービス業

- 公正取引委員会は、上記パッケージに基づき、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思込まれる業種（調査対象業種）を選定し、独占禁止法Q&Aの「1」又は「2」に該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、緊急調査を実施した。

- 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。

- 受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の挙がった発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について回答を求めた。



- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査（注）を306件実施した。

また、令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、このうち当該発注者の名前を挙げた受注者の数、過去の下請法違反歴の有無、受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、個別の発注者に対し、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等も含めたより詳細な個別調査を行うこととした。個別調査の対象とした発注者の取引先について、令和3年9月から令和4年8月末までの1年間を調査対象期間とし、調査対象期間における取引価格の据え置きの有無、取引価格の据え置きの場合における価格協議の有無、取引価格引上げの要請があった場合における書面等による回答の有無等について確認を行うなどして、独占禁止法Q&Aの「1」又は「2」に該当する行為が行われている取引先を個別に調査した。

（注）任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なるものである。

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q&A Q20（抜粋）  
[https://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html#cmsQ20](https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

①受注者側書面調査（令和4年6月発送）

- 対象者数 80,000社（対象者への回答用紙の発送数 80,000通）
- 調査対象期間 令和3年9月1日～令和4年5月31日
- 回答者数 31,061社（注）
- 回答率 38.8%

注 受注者側書面調査は、調査票発送先以外の事業者でも公正取引委員会のウェブサイトから回答できるようにしており、回答者数には調査票発送先以外の事業者からの回答69件を含む。

受注者側調査票を発送した業種及びその回答者数

発送先業種	回答者数	発送先業種	回答者数
総合工事業	1,805	業務用機械器具製造業	671
食料品製造業	2,942	電気機械器具製造業	1,381
家具・装備品製造業	489	輸送用機械器具製造業	1,082
パルプ・紙・紙加工品製造業	741	放送業	192
印刷・同関連業	1,315	映像・音声・文字情報制作業	600
窯業・土石製品製造業	1,398	道路貨物運送業	4,444
非鉄金属製造業	394	各種商品卸売業	696
金属製品製造業	3,515	飲食料品卸売業	3,644
はん用機械器具製造業	1,228	広告業	843
生産用機械器具製造業	2,571	その他の事業サービス業	1,086

注 調査対象業種（22業種）から、受注者となることが想定されない各種商品小売業及び飲食料品小売業を除いた20業種の事業者に対し、調査票を発送している。

②発注者側書面調査（令和4年8月発送）

- 対象者数（注1） 30,000社（対象者への回答用紙の総発送数（注2） 101,095通）
- 調査対象期間 令和3年9月1日～令和4年8月31日
- 回答者数 18,998社
- 回答率 63.3%

注1 受注者側書面調査の結果、関係省庁・団体からの情報提供、違反行為情報提供フォームに寄せられた情報等に基づき、サプライチェーンにおける取引適正化の観点から調査対象業種22業種の川上・川下の業種を追加で選定し、当該業種の事業者に対し、調査票を発送した。

注2 発注者側書面調査においては、独占禁止法Q&Aの「1」又は「2」に該当する行為が発生していると見込まれる取引先（=受注者）の業種（発注者の業種によっては複数の取引先業種）に関して回答用紙を発送した。

発注者側調査票を発送した業種及びその回答者数

発送先業種	回答者数	発送先業種	回答者数	発送先業種	回答者数
機械器具卸売業	1,102	食料品製造業	537	その他の事業サービス業	326
協同組合	1,034	飲食料品小売業	518	はん用機械器具製造業	323
不動産賃貸業・管理業	1,023	輸送用機械器具製造業	499	広告業	289
道路貨物運送業	885	廃棄物処理業	495	飲食店	262
機械器具小売業	880	物品賃貸業	482	プラスチック製品製造業	240
建築材料、鋳物・金属材料等卸売業	865	化学工業	477	電子部品・デバイス・電子回路製造業	239
総合工事業	688	宿泊業	467	農業	236
飲食料品卸売業	663	映像・音声・文字情報制作業	408	窯業・土石製品製造業	236
金属製品製造業	627	放送業	405	運輸に付随するサービス業	212
生産用機械器具製造業	574	電気機械器具製造業	401	各種商品小売業	199
設備工事業	568	不動産取引業	391	印刷・同関連業	191
				その他の業種	2,256

注 太字は調査対象業種22業種に含まれる業種。

## ○立入調査の実施①

- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査を306件実施した。

業種（発注者／受注者）	問題につながるおそれのある事例
【発注者】 総合工事業  【受注者】 職別工事業 設備工事業	総合工事業者A社は、総合工事業者（元請）から受託した建築工事の一部を職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引については、令和3年9月より前から、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 化学工業  【受注者】 道路貨物運送業	塗料等製造業者B社は、顧客への塗料等の運送を運送業者に委託しているところ、一部の運送業者との取引において、取引価格引上げの要請がなかったため、数年間、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 輸送用機械器具製造業  【受注者】 輸送用機械器具製造業等	自動車部品等製造業者C社は、自動車部品の研磨、熱処理等を機械器具製造業者等に委託しているところ、一部の製造業者等との取引において、取引価格引上げの要請がなかったため、数年間、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

6

## ○立入調査の実施②

業種（発注者／受注者）	問題につながるおそれのある事例
【発注者】 放送業  【受注者】 映像・音声・文字情報制作業	放送業者D社は、自社が運営するケーブルテレビにおいて放送する番組の制作を番組制作業者に継続的に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかったため、数年間、当該番組制作業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 映像・音声・文字情報制作業  【受注者】 印刷・同関連業	出版業者E社は、書籍の印刷を印刷業者に委託しているところ、遅くとも令和3年9月以降、取引価格引上げの要請がない印刷業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 道路貨物運送業  【受注者】 道路貨物運送業	道路貨物運送業者F社は、荷主から受託した運送業務の一部を他の運送業者に委託しているところ、エネルギーコストの高騰を受けて燃料サーチャージ制度を導入しているものの、当該運送業者との取引において、労務費等のエネルギーコスト以外のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性については、価格交渉の場において協議せず、取引価格に反映していなかった。
【発注者】 道路貨物運送業  【受注者】 道路貨物運送業	道路貨物運送業者G社は、荷主から受託した運送業務の一部を他の運送業者に委託しているところ、一部の運送業者からエネルギーコストの高騰を理由として取引価格引上げを要請されたものの、特段の検討をすることなく取引価格を据え置くこととし、また、取引価格を引き上げない理由を書面、電子メール等で回答していなかった。

7

業種（発注者／受注者）	問題につながるおそれのある事例
【発注者】 各種商品小売業 【受注者】 食料品製造業	各種商品小売業者H社は、自社が運営する小売店で販売するプライベートブランドの食品の製造を食料品製造業者に委託しているところ、遅くとも令和3年9月以降、取引価格引上げの要請がない食料品製造業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 飲食料品小売業 【受注者】 食料品製造業	飲食料品小売業者I社は、自社が運営する小売店で販売する生鮮食料品を、地場の中小食料品製造業者から仕入れているところ、遅くとも令和3年9月以降、取引価格引上げの要請がなかったことから、当該中小食料品製造業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 飲食料品小売業 【受注者】 道路貨物運送業	飲食料品小売業者J社は、自社の物流センターから各店舗への生鮮食品の運送を運送業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかったことから、遅くとも令和3年9月以降、当該運送業者との取引において、労務費、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
【発注者】 不動産取引業 【受注者】 総合工事業 職別工事業 設備工事業	不動産取引業者K社は、建売住宅の販売及び注文住宅の建築工事の一部を、総合工事業者、職別工事業者及び設備工事業者に委託しているところ、取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

8

○緊急調査の取組に関する受注者・発注者の反応（声）①

業種名 （受注者／発注者）	具体的な反応（声）
パルプ・紙・紙加工品製造業 （受注者）	（発注者側書面調査実施後の）令和4年11月頃、発注者から当社に対し、最近の原材料等のコスト上昇を受けて取引価格の見直しに関して要望があれば連絡してほしいという通知が取引開始以来初めてあり、現在、取引価格引上げに向けて交渉中である。
金属製品製造業 （受注者）	金属製品の納入先である客先と価格交渉をする際、公正取引委員会による緊急調査等の転嫁円滑化の取組のおかげで、原材料費等のコスト上昇に係る取引価格引上げの要請がしやすくなり、満額回答はもらえないものの、おおむね取引価格を引き上げてもらった。
業務用機械器具製造業 （受注者）	（発注者側書面調査実施後の）令和4年10月頃、発注者から、コスト上昇を理由とした取引価格引上げの必要性について申出があれば対応する旨の連絡が届いた。なお、それより前は、発注者から価格転嫁に関する交渉や取引価格見直しの提案はなかった。
電気機械器具製造業 （受注者）	電気機械器具の部品の納入先である客先との間で価格交渉を続けていたが、なかなか合意が得られず苦慮していたところ、公正取引委員会による緊急調査のことを伝えた結果、全ての客先から取引価格引上げについて合意が得られた。

9

業種名 (受注者/発注者)	具体的な反応（声）
道路貨物運送業 (受注者)	運送業務を元請の運送業者から受託しているところ、（発注者側書面調査実施後の）令和4年11月頃、発注者から、同年4月から9月までの間に受注した運送業務について、遡って取引価格を引き上げ、差額を支払う旨の連絡がきた。
輸送用機械器具製造業 (発注者)	当社においては、客先に対する価格転嫁の要請の必要性や、委託先（受注者）との取引における価格転嫁に関する協議の必要性に対する認識が十分ではないことから、公正取引委員会から注意喚起があったことを社内に周知し、価格転嫁に関する適切な取組に役立てたい。
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (発注者)	自社が販売する金属製品の製造を子会社に委託しているところ、今回の立入調査を契機として、子会社に対し、子会社の取引先（受注者）との間で、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議すべきであることを理解させる必要があると認識した。
機械器具小売業 (発注者)	自社が販売する機械器具の運送を運送業者に委託しているところ、今回の緊急調査の調査票が送られた後間もなく当該運送業者との価格交渉の場を設け、労務費やエネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について協議した。

10

## ○独占禁止法Q &amp; Aに関する受注者からの意見

## ➤ 独占禁止法Q &amp; Aの「1」の行為に該当し得る事例に関する意見

- 期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内ではあるものの、前回の取引価格の改定時から更にコストが上昇しており、次の改定の時期まで改定ができないことは苦しいとする意見
- 取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると実際に申し出ることは難しいとする意見
- 発注者の購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので値上げの申入れを行うこと自体を断念したとする意見
- 発注者の担当者に電話をしてもはぐらかされる、又は連絡がつかないため取引価格の引上げ要請自体ができないとする意見

## ➤ 独占禁止法Q &amp; Aの「2」の行為に該当し得る事例に関する意見

- 電話にて交渉する中でコスト高を踏まえて自社が許容し得る最低水準の価格を提示したところ、担当者から分かった旨の返事をもらったが、取引に係る確認書を確認したところ、従前と変わらない取引価格のままであったとする意見

11

# ○ サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格引上げの要請の有無①

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を理由とした取引価格引上げについて（受注者側：要請したか／発注者側：要請されたか）

- 20業種（注1）のうち、受注者が取引価格引上げを要請した割合が低い業種は、総合工事業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、広告業及びその他の事業サービス業【黄色箇所参照】。
- 22業種（注2）のうち、発注者が取引価格引上げを要請された割合が低い業種は、放送業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、広告業及びその他の事業サービス業【緑色箇所参照】。
- 20業種（注1）について、受注者として取引価格引上げを「要請した」と回答した割合が、発注者として取引価格引上げを「要請された」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、総合工事業、食料品製造業、業務用機械器具製造業、放送業及び映像・音声・文字情報制作業であった【黄色箇所参照】。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）から要請されるほどには、受注者の立場で発注者（供給先）に要請できていない業種であるとみることができ、価格転嫁の要請が滞っている可能性がある。

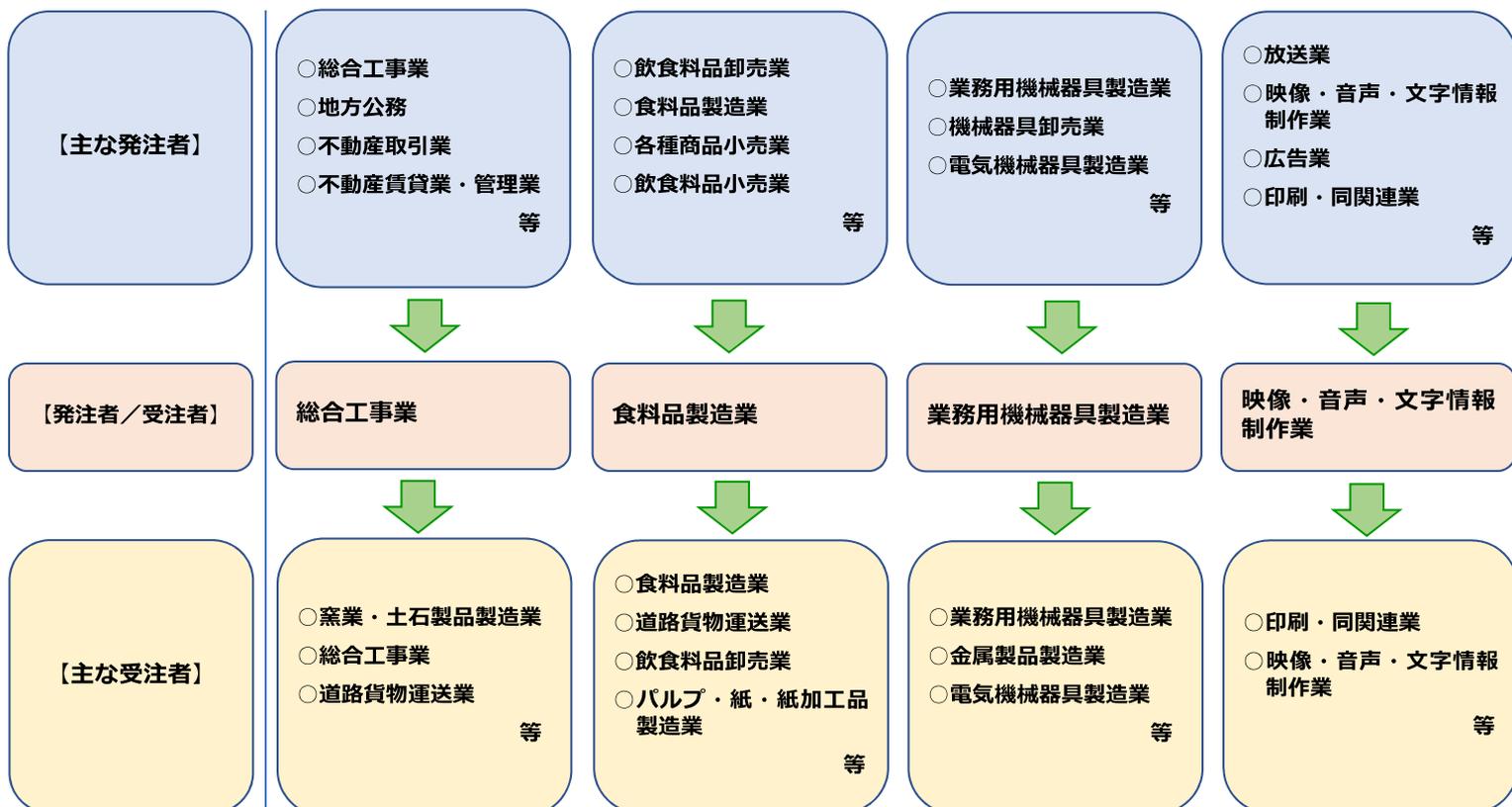
調査対象業種	受注者側調査 (n=24,796)		発注者側調査 (n=17,998)		「要請した（受注者側）」と「要請された（発注者側）」の差
	要請した	要請していない	要請された	要請されていない	
総合工事業	53.5%	46.5%	87.1%	12.9%	33.7
食料品製造業	70.7%	29.3%	95.7%	4.3%	25.1
家具・装備品製造業	82.4%	17.6%	96.9%	3.1%	14.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	89.7%	10.3%	95.2%	4.8%	5.6
印刷・同関連業	76.5%	23.5%	85.4%	14.6%	9.0
窯業・土石製品製造業	80.3%	19.7%	91.1%	8.9%	10.8
非鉄金属製造業	86.1%	13.9%	94.5%	5.5%	8.4
金属製品製造業	80.7%	19.3%	92.0%	8.0%	11.3
はん用機械器具製造業	77.4%	22.6%	94.0%	6.0%	16.6
生産用機械器具製造業	73.0%	27.0%	94.8%	5.2%	21.8
業務用機械器具製造業	67.3%	32.7%	95.2%	4.8%	27.9
電気機械器具製造業	75.4%	24.6%	93.8%	6.2%	18.3
輸送用機械器具製造業	66.2%	33.8%	88.7%	11.3%	22.5
放送業	9.6%	90.4%	40.3%	59.7%	30.6
映像・音声・文字情報制作業	28.5%	71.5%	55.4%	44.6%	26.9
道路貨物運送業	59.6%	40.4%	68.7%	31.3%	9.1
各種商品卸売業	70.5%	29.5%	92.9%	7.1%	22.4
飲食料品卸売業	70.8%	29.2%	94.0%	6.0%	23.2
広告業	36.2%	63.8%	51.3%	48.7%	15.0
その他の事業サービス業	56.1%	43.9%	71.9%	28.1%	15.9
各種商品小売業	-	-	93.1%	6.9%	-
飲食料品小売業	-	-	88.8%	11.2%	-
上記業種合計	68.9%	31.1%	86.6%	13.4%	17.8

注1 22業種のうち、受注者／発注者の両方の立場になり得る20業種。  
注2 緊急調査の中心となる対象業種として選定した22業種について取りまとめた。

12

# ○ サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格引上げの要請の有無②

➢ 価格転嫁の要請が滞っている可能性があるサプライチェーンの例



注 受注者側調査において、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。

13

# サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格引上げの要請があった場合の取引価格引上げの割合①

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を理由として取引価格引上げの要請があった商品・サービスについて（受注者側：取引価格が引き上げられたものの割合／発注者側：取引価格を引き上げたものの割合）

- 20業種（注1）のうち、受注者からみて7割以上引き上げられている割合が低い業種は、印刷・同関連業、輸送用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業及びその他の事業サービス業【色箇所参照】。
- 22業種（注2）のうち、発注者からみて7割以上引き上げている割合が低い業種は、道路貨物運送業及びその他の事業サービス業【色箇所参照】。
- 20業種（注1）について、受注者として取引価格が「7割以上引き上げられた」と回答した割合が、発注者として取引価格を「7割以上引き上げた」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、印刷・同関連業、輸送用機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業及びその他の事業サービス業であった【色箇所参照】。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）との関係で価格転嫁を受け入れるほどには、受注者の立場では発注者（供給先）との関係で価格転嫁できていない業種であるとみることができ、価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない可能性がある。

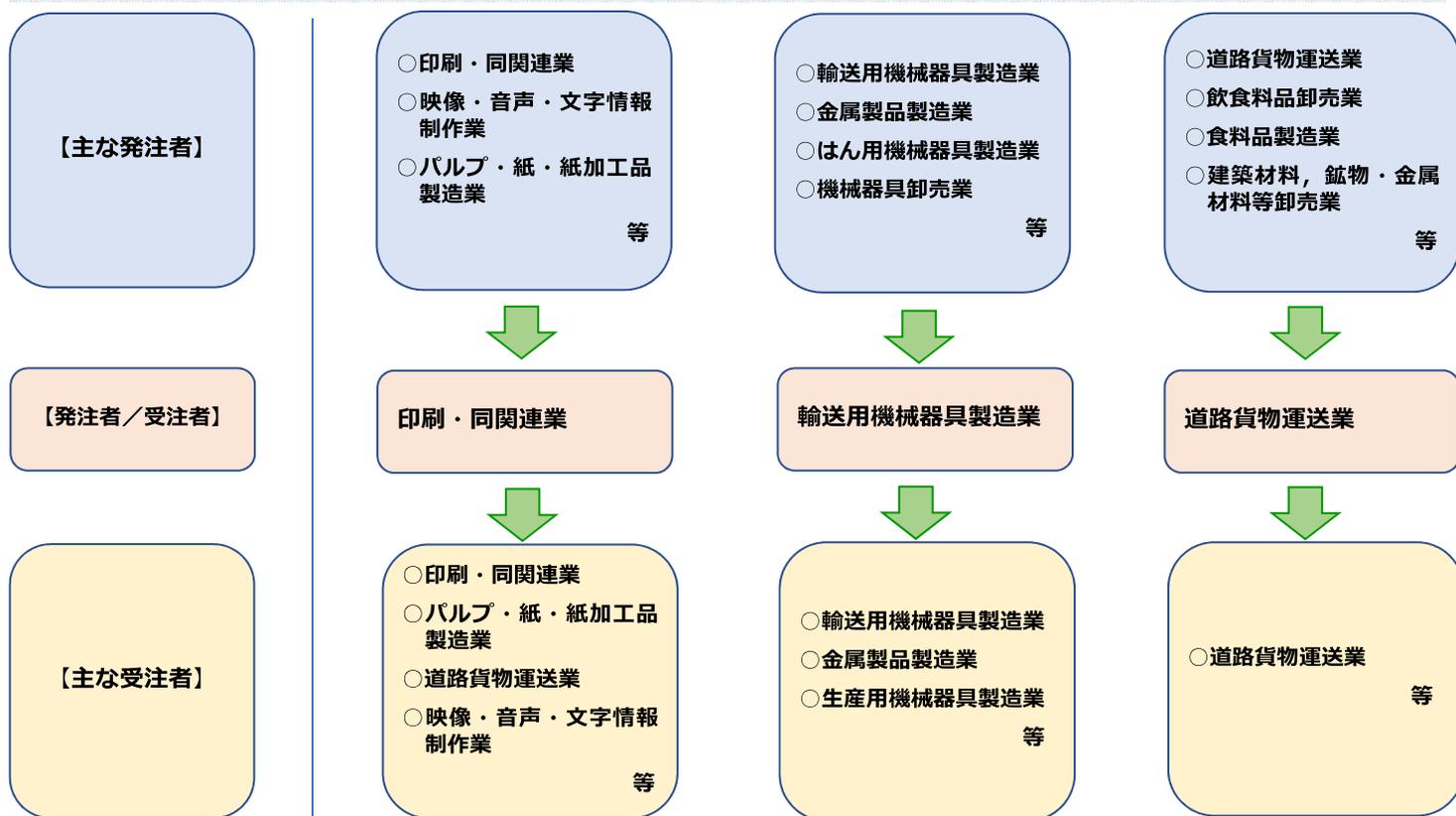
調査対象業種	受注者側調査 (n=17,074)					発注者側調査 (n=15,593)					「7割以上引き上げられた(引き上げた)」の回答の差
	全て	7~9割	4~6割	1~3割	引上げなし	全て	7~9割	4~6割	1~3割	引き上げず	
総合工事業	62.9%	14.7%	9.2%	8.7%	4.5%	74.4%	19.0%	3.8%	2.3%	0.4%	15.8
食品品製造業	66.2%	19.0%	7.6%	5.8%	1.4%	80.3%	15.1%	2.6%	1.3%	0.7%	10.2
家具・装備品製造業	59.3%	19.3%	9.8%	8.2%	3.3%	78.6%	15.9%	4.8%	0.8%	0.0%	15.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	48.7%	31.2%	12.9%	5.2%	2.1%	80.4%	14.0%	4.2%	1.3%	0.0%	14.6
印刷・同関連業	49.1%	23.5%	11.7%	12.6%	3.1%	79.5%	14.7%	1.8%	3.0%	0.9%	21.6
窯業・土石製品製造業	64.5%	16.3%	8.7%	7.5%	3.0%	83.4%	12.1%	2.4%	0.7%	1.4%	14.7
非鉄金属製造業	53.1%	26.7%	9.2%	7.5%	3.4%	87.5%	10.0%	1.6%	0.7%	0.2%	17.8
金属製品製造業	56.5%	22.0%	11.0%	8.2%	2.4%	85.1%	12.2%	1.2%	1.0%	0.5%	18.9
はん用機械器具製造業	59.7%	18.2%	9.4%	9.0%	3.6%	83.8%	13.5%	1.3%	1.4%	0.0%	19.4
生産用機械器具製造業	60.7%	17.3%	9.8%	8.7%	3.4%	82.5%	14.8%	2.0%	0.6%	0.1%	19.2
業務用機械器具製造業	67.2%	13.8%	7.4%	8.0%	3.5%	85.6%	12.8%	1.0%	0.4%	0.2%	17.4
電気機械器具製造業	64.1%	17.7%	7.6%	8.4%	2.3%	78.8%	16.8%	3.3%	0.7%	0.3%	13.9
輸送用機械器具製造業	51.3%	18.3%	9.3%	12.8%	8.2%	70.6%	21.2%	4.9%	2.3%	0.9%	22.2
放送業	81.8%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	83.4%	9.7%	2.8%	2.8%	1.4%	11.3
映像・音声・文字情報制作業	62.5%	7.8%	8.6%	13.3%	7.8%	85.1%	7.7%	2.3%	3.0%	1.9%	22.5
道路貨物運送業	36.2%	13.8%	13.0%	23.5%	13.5%	48.5%	23.5%	11.9%	12.1%	4.0%	22.0
各種商品卸売業	68.0%	18.6%	5.8%	6.4%	1.2%	81.7%	12.5%	3.1%	2.2%	0.4%	7.6
飲食料品卸売業	68.4%	17.8%	6.3%	6.1%	1.4%	81.4%	13.3%	2.0%	2.3%	1.0%	8.4
広告業	69.8%	12.4%	5.8%	7.9%	4.1%	80.6%	12.7%	3.9%	2.1%	0.7%	11.1
その他の事業サービス業	46.0%	16.2%	11.6%	18.3%	7.9%	67.6%	21.6%	6.6%	3.9%	0.4%	26.9
各種商品小売業	-	-	-	-	-	85.9%	12.5%	1.2%	0.4%	0.0%	-
飲食料品小売業	-	-	-	-	-	85.0%	10.6%	2.7%	0.6%	1.2%	-
上記業種合計	57.2%	18.4%	9.6%	10.4%	4.4%	79.9%	14.6%	2.9%	1.8%	0.7%	18.9

注1 22業種のうち、受注者／発注者の両方の立場になり得る20業種。  
注2 緊急調査の中心となる対象業種として選定した22業種について取りまとめた。

14

# サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格引上げの要請があった場合の取引価格引上げの割合②

価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない可能性があるサプライチェーンの例



注 受注者側調査において、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。

15

# ○ サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格を引き上げない理由の回答の有無①

取引価格引上げを要請した場合、取引価格を引き上げない理由の回答について（受注者側：文書や電子メールにより回答があったか／発注者側：文書や電子メールにより回答したか）

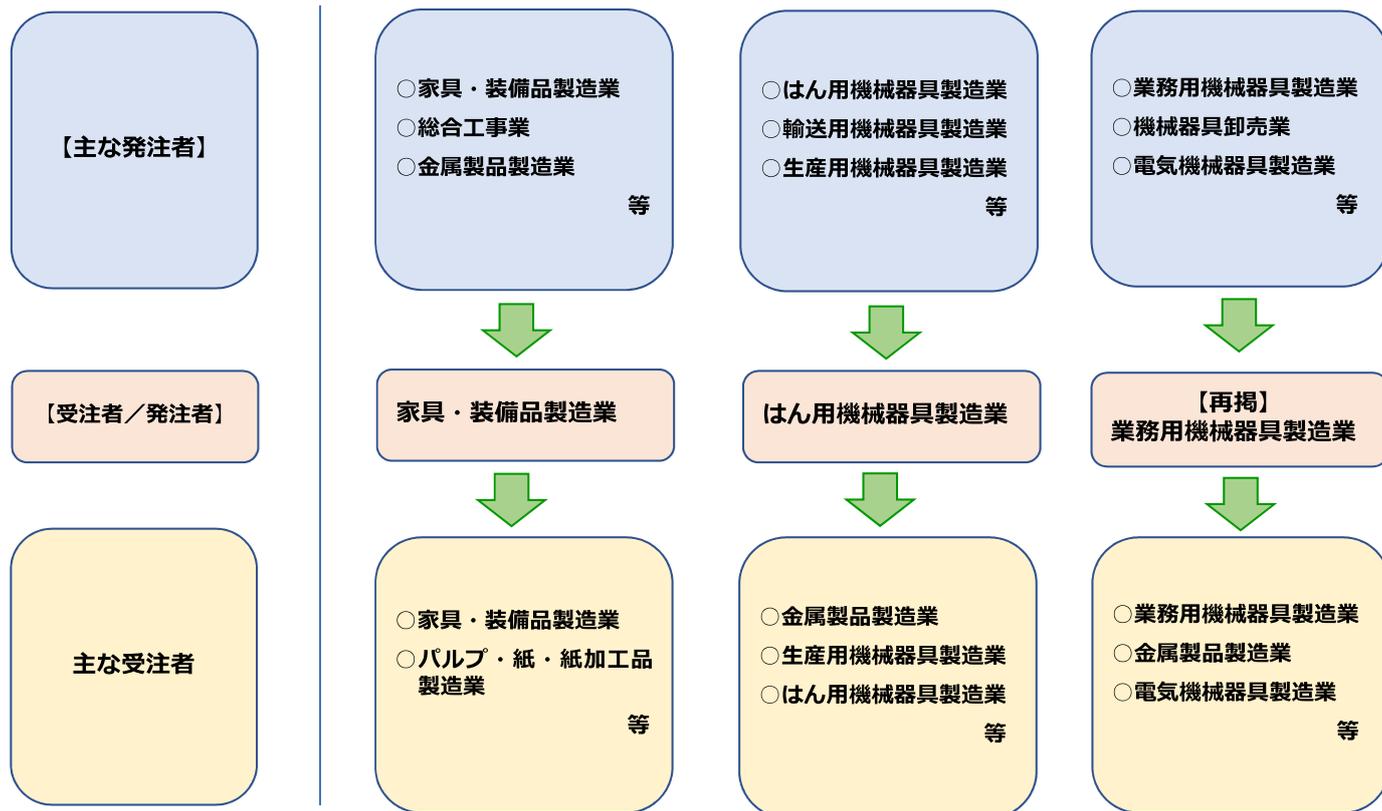
- 20業種（注1）のうち、受注者からみて、文書や電子メールでの回答が7割以上あった割合が低い業種は、総合工事業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、窯業・土石製品製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業及び広告業【黄色箇所参照】。
- 22業種（注2）のうち、発注者からみて、文書や電子メールでの回答を7割以上した割合が低い業種は、総合工事業、パルプ・紙・紙加工品製造業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、その他の事業サービス業及び飲食料点小売業【緑色箇所参照】。
- 20業種（注1）について、受注者として取引価格を据え置く理由について文書や電子メールで「7割以上回答があった」と回答した割合が、発注者として取引価格を据え置く理由について文書や電子メールで「7割以上回答した」と回答した割合より低く、その差が大きい業種は、家具・装備品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業及び各種商品卸売業であった【黄色箇所参照】。これらの業種は、立入調査等で得られた情報も踏まえると、発注者の立場で受注者（供給元）との関係で文書や電子メールで回答しているほどには、受注者の立場では発注者（供給先）との関係で文書や電子メールでの回答をもらえていない業種であるとみることができ、書面等記録の残る形でのやりとりが確保されていない可能性がある。

調査対象業種	受注者側調査 (n=6,790)					発注者側調査 (n=2,932)					「7割以上あった（した）」の回答の差
	全て回答	7～9割	4～6割	1～3割	回答なし	全て回答	7～9割	4～6割	1～3割	回答せず	
総合工事業	16.9%	13.9%	4.8%	10.0%	54.5%	19.7%	8.7%	5.8%	19.7%	46.2%	-2.4
食料品製造業	22.0%	14.8%	5.6%	14.0%	43.6%	28.8%	24.6%	4.2%	14.7%	27.7%	16.6
家具・装備品製造業	21.4%	18.8%	7.1%	11.6%	41.1%	52.2%	21.7%	8.7%	4.3%	13.0%	33.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	16.8%	13.3%	7.2%	21.1%	41.6%	21.7%	18.8%	10.1%	13.0%	36.2%	10.5
印刷・同関連業	14.5%	16.0%	5.0%	17.7%	46.9%	32.5%	16.3%	11.3%	3.8%	36.3%	18.3
窯業・土石製品製造業	18.3%	13.1%	1.9%	11.9%	54.9%	20.7%	23.0%	4.6%	3.4%	48.3%	12.3
非鉄金属製造業	18.3%	25.4%	5.6%	23.8%	27.0%	38.5%	30.8%	7.7%	7.7%	15.4%	25.6
金属製品製造業	24.1%	16.7%	7.1%	12.7%	39.5%	31.1%	17.7%	7.2%	14.4%	29.7%	8.0
はん用機械器具製造業	16.6%	15.8%	7.3%	17.4%	42.9%	35.3%	30.8%	4.5%	6.0%	23.3%	33.7
生産用機械器具製造業	21.1%	17.6%	10.0%	13.4%	37.9%	33.0%	23.5%	6.1%	12.6%	24.8%	17.8
業務用機械器具製造業	28.7%	14.9%	7.4%	11.7%	37.2%	42.9%	32.9%	14.3%	0.0%	10.0%	32.1
電気機械器具製造業	22.1%	23.1%	7.8%	16.0%	31.0%	45.0%	22.3%	11.8%	6.4%	14.5%	22.1
輸送用機械器具製造業	22.2%	16.1%	4.4%	12.1%	45.2%	36.0%	28.3%	10.8%	9.8%	15.1%	26.0
放送業（注3）	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	33.3%	9.5%	14.3%	14.3%	28.6%	42.9
映像・音声・文字情報制作業	20.5%	6.8%	11.4%	20.5%	40.9%	30.7%	9.3%	6.7%	5.3%	48.0%	12.7
道路貨物運送業	16.4%	9.8%	5.7%	16.3%	51.9%	24.8%	16.0%	9.2%	16.0%	34.0%	14.7
各種商品卸売業	19.4%	22.4%	11.2%	12.2%	34.7%	45.0%	40.0%	5.0%	5.0%	5.0%	43.2
飲食料点小売業	18.5%	16.5%	5.8%	14.9%	44.3%	17.9%	26.1%	5.8%	11.1%	39.1%	9.0
広告業	9.1%	19.7%	13.6%	15.2%	42.4%	30.2%	20.8%	7.5%	20.8%	20.8%	22.2
その他の事業サービス業	20.9%	13.0%	5.9%	14.2%	46.1%	22.4%	17.1%	21.1%	15.8%	23.7%	5.6
各種商品小売業	-	-	-	-	-	40.9%	18.2%	0.0%	6.1%	34.8%	-
飲食料点小売業	-	-	-	-	-	21.6%	10.5%	9.8%	14.4%	43.8%	-
上記業種合計	19.4%	15.1%	6.5%	14.9%	44.1%	30.3%	21.2%	8.0%	11.5%	29.0%	17.0

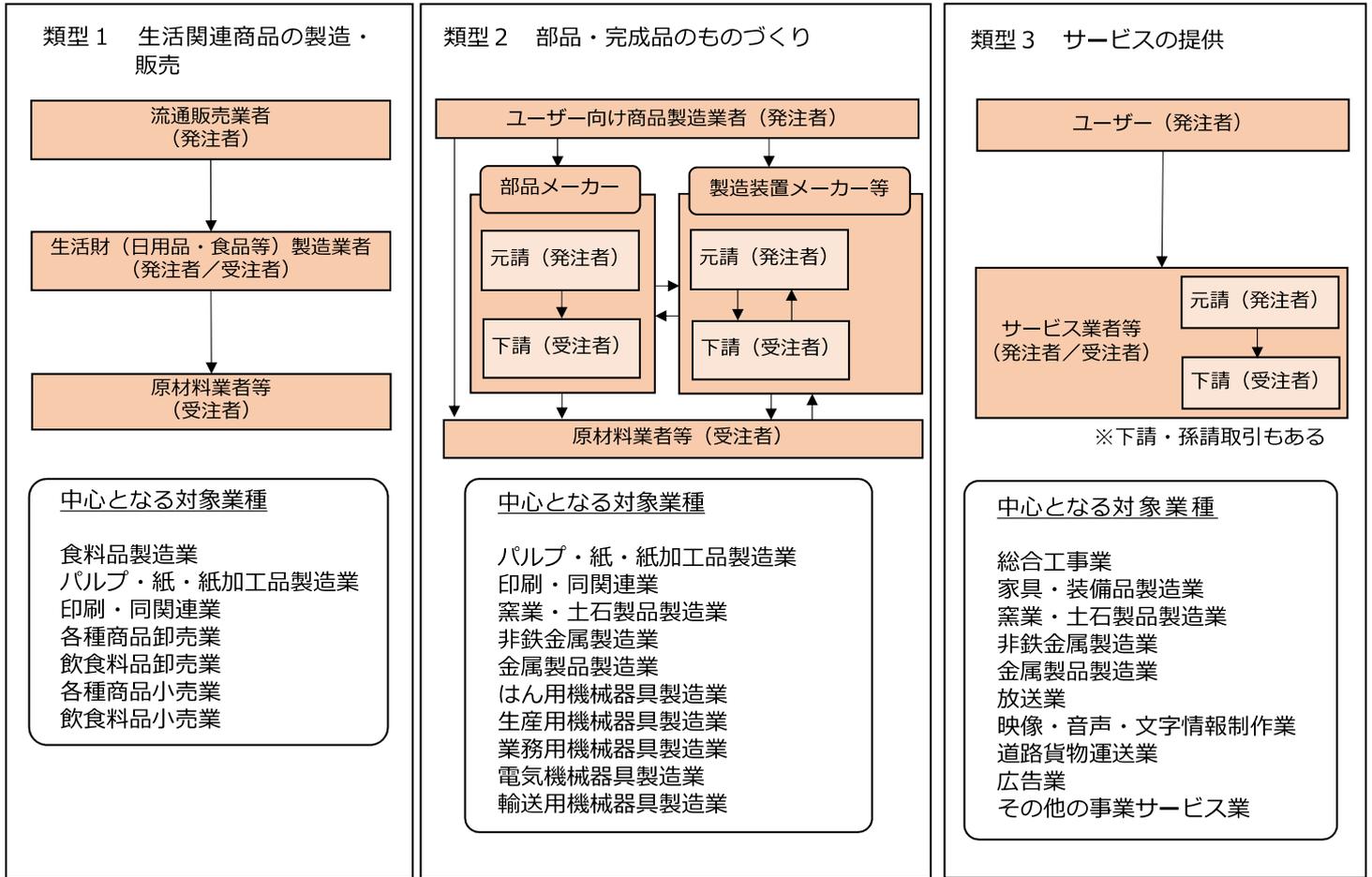
注1 22業種のうち、受注者／発注者の両方の立場になり得る20業種。  
 注2 緊急調査の中心となる対象業種として選定した22業種について取りまとめた。  
 注3 受注者側調査における放送業については、n値が僅少のため評価対象外とした。

# ○ サプライチェーンにおける価格転嫁の状況 取引価格を引き上げない理由の回答の有無②

➢ 書面等記録の残る形でのやりとりが確保されていない可能性があるサプライチェーンの例



注 受注者側調査において、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。



○注意喚起文書の送付及び独占禁止法Q & Aの「1」に該当する行為がみられた事業者に関する事業者名の公表

- 受注者側書面調査、発注者側書面調査及び個別調査を行った結果、全般的には独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が行われている事例が多数みられたところである。一方で、個別調査で確認した範囲では、「1」に該当する行為は一定程度確認できたものの、「2」に該当する行為は「1」に該当する行為に比べると少なかった。
- こうした全般的な結果を受けて、これらの独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が認められた発注者4,030社に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。
- また、個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法Q & Aの「1」に該当する行為が確認された事業者については、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、取引当事者に価格転嫁のための積極的な協議を促すとともに、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした（注）。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227\\_kinkyuchosakekka\\_2.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html)

- 今回の事業者名の公表は、転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を図るため実施したものであり、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない。

(注) こうした行為を多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返している事案については、独占禁止法に基づき事業者名を公表する方針を対外的に示しているところである。  
なお、この対応に当たっては、公正取引委員会は、対象となる事業者に対し、意見を述べる機会を付与した。

### ○業種ごとの注意喚起文書の送付件数

- 独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が認められた発注者4,030社に対し、注意喚起文書を送付したところ、業種ごとの送付件数は下表のとおり。
- 一定数以上の発注者から回答が得られている業種のうち、回答者数に占める注意喚起文書の送付件数の割合が高い業種は、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、放送業、不動産取引業及び輸送用機械器具製造業（下表黄色箇所参照）。

対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数
道路貨物運送業	278	不動産取引業	120	廃棄物処理業	71
不動産賃貸業・管理業	225	金属製品製造業	114	電気機械器具製造業	68
機械器具卸売業	210	広告業	112	飲食店	57
機械器具小売業	193	飲食料点小売業	112	はん用機械器具製造業	53
協同組合	192	生産用機械器具製造業	107	窯業・土石製品製造業	46
総合工事業	149	食料品製造業	105	運輸に附帯するサービス業	45
映像・音声・文字情報制作業	148	設備工事業	103	印刷・同関連業	44
輸送用機械器具製造業	133	その他の事業サービス業	100	電気業	38
建築材料、鋳物・金属材料等卸売業	131	化学工業	96	医療業	37
飲食料品卸売業	129	物品賃貸業	95	電子部品・デバイス・電子回路製造業	37
放送業	121	宿泊業	88	農業	37
		その他の業種			436

注 太字は調査対象業種22業種に含まれる業種。

20

### ○注意喚起文書の送付と取引価格引上げの状況の関係

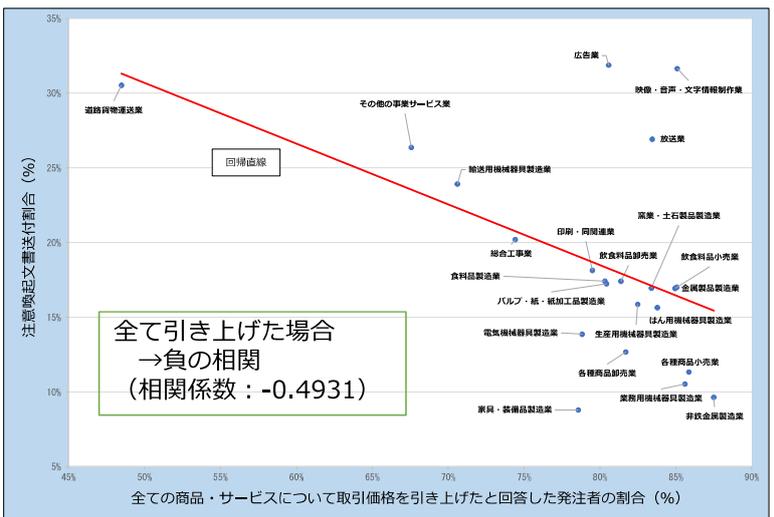
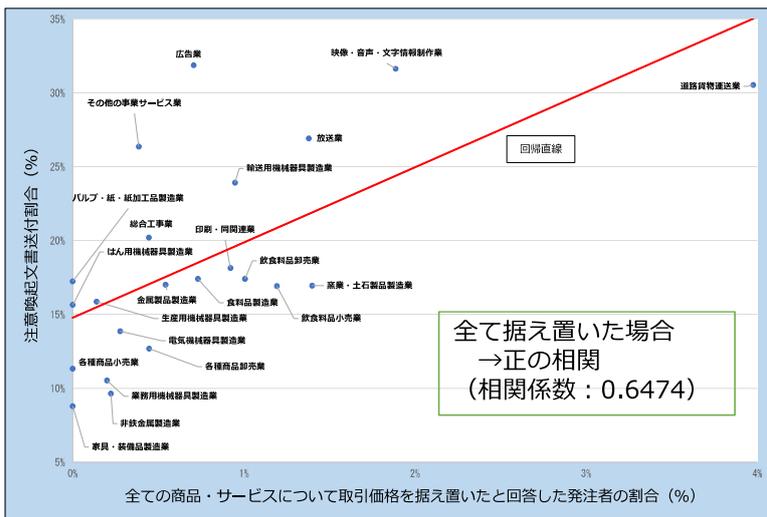
- 調査対象業種22業種の業種別の注意喚起文書の送付割合と取引価格引上げの状況（注）の関係は下図のとおり。

（注）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を理由として取引価格引上げの要請があった商品・サービスについての対応状況（①全て据え置いた場合又は②全て引き上げた場合）をいう。

- 発注者側書面調査において、全ての商品・サービスについて取引価格を据え置いたと回答した割合が高ければ高いほど、注意喚起文書の送付割合が高くなる傾向（正の相関）がみられ、全ての商品・サービスについて取引価格を引き上げたと回答した割合が高ければ高いほど、注意喚起文書の送付割合が低くなる傾向（負の相関）がみられた。

① 全ての商品・サービスについて取引価格を据え置いた場合

② 全ての商品・サービスについて取引価格を引き上げた場合



21

### (1) 優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行

積極的に端緒情報の収集を行うとともに、違反被疑事件の審査を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行っていく。

### (2) 独占禁止法Q & A及び下請法運用基準に関する普及・啓発

独占禁止法Q & A（特に「1」に該当する行為）について、今般のコストの急激な上昇を踏まえ、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要であるという観点から、下請法運用基準とともに、改めて周知を行っていく。

### (3) 転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施

今回の緊急調査の結果及び法遵守状況の自主点検結果（注）等から判明した実態や課題を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の取引価格への適正な転嫁に向けて更なる調査を実施するなど、引き続き、関係省庁と連携して、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、コスト上昇分を適正に転嫁できる環境の整備に取り組む。

（注）「転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果について」（令和4年12月14日公表）